

D 1 - 3

5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)

F N . D 1 - 2 - 0

鹿 交 企 第 6 1 号

令 和 5 年 3 月 1 0 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担当	企画指導係	Tel	
----	-------	-----	--

原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行される。これまで、見出しの件については、「原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について（通達）」（令和3年1月6日付け鹿交企3号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、施行日以降、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条第2項第1号の規定に基づく原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認の手続等について、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和5年4月1日から施行し、旧通達は令和5年3月31日限り廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 申請の手続等

府令第1条第2項第1号に規定する確認（以下「確認」という。）は、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準（長さ120センチメートル、幅70センチメートル及び高さ120センチメートル）をいう。以下同じ。）に適合しない原動機を用いる乳母車の利用者から、警察署長（府令第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。）に対し、確認申請書（別記第1号様式）の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、当該書類の書面審査（当該書類のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての实地調査）

により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る乳母車を作成又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

（例）申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図

（例）見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る乳母車の後方で操作する際、他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講ずる安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

審査の結果、確認証（別記第2号様式）を交付しても支障がないと判断したときは、確認証に署長の公印を押印し、確認証番号及び交付年月日を付記の上、当該申請者に確認証を交付するものとする。この場合において、確認証番号は、交付する西暦年の下二桁と01から始まる2桁の一連番号との組合せにより表記すること（例えば、2023年の最初に交付する場合は「第2301号」となる。）。

なお、交付する際は、確認申請処理簿（原動機を用いる乳母車用）（別記第3号様式）に、交付月日、交付者、受領者氏名等所定の事項を記載するとともに、交付状況について決裁を受けること。

(4) 受理時の留意事項

申請に係る経路が2以上の警察署の管轄にわたる場合は、申請を受理した警察署長は、当該管轄以外の経路を管轄する警察署長と口頭又は文書により協議し、他の通行を妨げるおそれのないことを確認すること。この場合において、確認の手続は、申請を受理した警察署長において行うものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る乳母車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させるものとする。

なお、確認証の返納を受けたときは、確認証返納処理簿（原動機を用いる乳母車用）（別記第4号様式）に返納月日、返納者等を記載し、決裁を受けるとともに、交通課長立会いの下、確認証を裁断等により廃棄すること。

4 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる乳母車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該乳母車を特定の通行方法によって通行させることで、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる乳母車を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係

る業務については，警察署交通課長専決とする。

- (3) 従前，原動機を用いる小児用の車として，確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け，又は当該者に対して確認証を交付する必要はないことに留意すること。

5 簿冊の備付け

警察署は次に掲げる簿冊を備えるものとする。

なお，各簿冊の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 確認申請書及び確認証返納処理簿
1 年
- (2) 確認申請処理簿
3 年

別記第1号様式（1(1)関係）

確認申請書 年 月 日 警察署長 殿 申請者 住所 氏名 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項1号の規定に基づき、同項の確認を申請します。	
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車	乳母車の名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

備考 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

第2号様式（1(3)関係）

↑ ↓ 1 1 ・ 5	7 . 5 第 号 交付 年 月 日 確 認 証 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の乳母車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。 警察署長 印 記 1 利用者 住 所 氏 名 2 乳母車の概要 (1) 乳母車の名称 (2) 型式 (3) 製品番号 (4) 乳母車の車の大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル 3 特定の通行方法の内容 (1) 経路 (2) その他 注意事項 1 確認を受けた乳母車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯してください。 2 確認を受けた乳母車を利用することをやめた場合は、速やかに確認証を返納してください。
--	--

備考 1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第3号様式（1(3)関係）

確認申請処理簿(原動機を用いる乳母車用)

(年)

決 裁				確認証番号	申 請 者	利 用 者	交付月日	確認証 受領者 氏名
課長	代理	係長 主任	担当者		住 所	住 所		
				申請受理月日	氏 名	氏 名	交付者	
							月 日	
				月 日				
							月 日	
				月 日				
							月 日	
				月 日				
							月 日	
				月 日				
							月 日	
				月 日				
							月 日	
				月 日				

第4号様式（3関係）

確認証返納処理簿(原動機を用いる乳母車用)

(年)

決 裁				返納月日	確認証の利用者等	廃棄月日
課長	代理	係長主任	担当者			
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	